



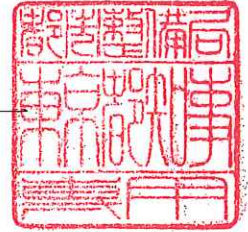
27都市建字第1573号
平成28年 3月10日

〒206-0802
東京都稲城市
東長沼1075-2

(株)村井工務店

村井 忠光 様

東京都知事 外 添 要



一般建設業の許可について (通知)

平成28年 1月29日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので通知します。

記

許 可 番 号 東京都知事 許可(般-27) 第 68683 号
許可の有効期間 平成28年 3月10日から平成33年 3月 9日まで
建設業の種類

建築工事業
左官工事業
石工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業

大工工事業
とび・土工事業
屋根工事業
鋼構造物工事業
板金工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
建具工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成33年 2月 7日
(裏面の注意事項をお読みください。)